

SSW（スクールソーシャルワーカー）だより

SSW（スクールソーシャルワーカー）とは？

はじめまして。みなさんこんにちは。SSW(スクールソーシャルワーカー)関山朋恵（せきやまともえ）と申します。

昨年度同様4月から大泉西中学校に配置されています。よろしくお願いします。SSW（School Social Worker）について知っていますか？

みなさんが毎日の生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図るお手伝いをする専門職です。

学校家庭、地域で暮らしやすい生活の支援をはじめ、福祉制度の活用などを通し、皆さんの支援を行います。

ご相談は勤務日にお受けいたしますので、担任の先生または学校にご連絡ください。



SSW の業務とは

- ・問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ・保護者・教員等に対する支援・相談・情報提供

大泉西中勤務日

2023 年 4/10, 4/24, 5/15, 5/29, 6/12, 6/27, 7/10, 9/11, 10/2, 10/16, 11/6, 11/27, 12/11,
2024 年 1/15, 1/29, 2/5, 2/26,

みんなの力で解決

教育

心理

福祉

School Social Worker

SSWを活用しませんか？

いじめ、不登校、学力不振、非行等の問題には必ず要因があり、家庭等子どもを取り巻く環境が相互に作用することにより、子どもの心理や発達に影響が生じています。

スクールソーシャルワーカーは、複雑に絡み合った問題を整理し、福祉の視点を入れながら、解決策を見いだす専門家です。



平成27年4月
群馬県教育委員会

Q&A

1

SSWとSCの違いは？

Answer

スクールカウンセラー（SC）は、臨床心理士等の資格をもった「心の専門家」で、本人の不安や悩みに直接働きかけるなど心理面の支援をしていきます。

それに対し、スクールソーシャルワーカー（SSW）は、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもった「福祉の専門家」で、子どもを取り巻く環境の改善を目指し、関係機関等とのネットワークを活用したり、ケース会議をしたりして困難な事案の解決を図っていきます。



SC



カウンセリングや教職員へのコンサルテーションを通して、心理面に働きかけて、本人の不安や悩みを解消します。

心理学的アプローチ

SSW



子どもたちの悩みや抱えている問題に対し、環境（家庭、学校、地域など）に働きかけ、チームで対応していきます。

福祉的アプローチ

群馬県のスクールソーシャルワーカー（SSW）は、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格をもった「福祉の専門家」です。

社会福祉士

日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、福祉や保健医療等のサービスを提供する専門家です。

精神保健福祉士

精神障害者の抱える生活問題への援助や社会参加へ向けての支援活動を通して、その人らしい生活ができるようにする専門家です。

Q&A

2

SSWは何をするの？

Answer

SSWの業務は、以下の内容となります。

- ① 問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけ
※SSWがアセスメント(見立て)やプランニング(解決策)の助言を行います。
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
※SSWはケース会議の開催や運営等の手助けをします。
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動



SSWの視点

SSWはこう考えます

- ☐ 子どもの成長に障害になっていることが何かと考えます。
(衣食住、安心、安全、教育が保障されているか？)
- ☐ 子どもの問題行動や言動には、必ず理由(背景)があると考えます。
(愛着障害、発達障害、虐待、貧困、病気、いじめなど)
- ☐ 暴力的な子どもは、暴力という解決手段をどこかで学び、暴力以外の解決方法を知らないと考えます。
- ☐ 家族、学校、地域の中の人間関係に働きかけ、子どもの状態を代弁し、関係を見直し、つなぎ直すことを考えます。

「困った子ども」は
「困っている子ども」ととらえます！

Q&A

3

どんな関係機関と連携？

Answer

子どもが抱える問題は複雑化してきており、**複数の専門的な視点**を入れて、多面的に対応していく必要があります。SSWは、以下のような関係機関等と学校をつなぐコーディネーターとして大きな役割を果たします。



学校が連携可能な社会資源

	関係機関等	主な活動内容
福祉 保健	児童相談所(中央、西部、東部) ※北部支所あり	18歳以下の子どもに関する各種相談
	保健福祉事務所(県内10所) 福祉事務所(12市・中部) ※市町村の社会福祉課等	生活保護など、各種福祉・保健サービスの 申請手続
	保健センター(市町村)	保健師等による精神保健に関する相談・支援
	発達障害者支援センター(県)	発達障害の対応についての助言や各種研修
	こころの健康センター(県) ひきこもり支援センター	依存症、思春期、ひきこもり、うつ等の相談
	女性相談所(県)	DV相談
警察	警察署(生活安全課)	少年非行や犯罪被害の相談、非行少年の 検挙・補導
	少年育成センター(県警)	少年相談、居場所づくり、親子カウンセリング
	青少年補導センター(市)	街頭補導、相談活動
司法 更生 保護	家庭裁判所	送致・通告された少年の調査及び審判
	少年鑑別所	少年の心身鑑別、非行・家庭内暴力等の相談
	保護観察所(保護司)	保護観察となった少年に対する指導監督
地域	民生委員・児童委員	家庭生活や環境の状況把握、相談
	地域子育て支援センター	育児不安に対する相談指導、保護者同士の ふれあいの場
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護 児童の早期発見や適切な保護